

22 練環清第 242 号

練馬区循環型社会推進会議

練馬区リサイクル推進条例（平成 11 年 12 月練馬区条例第 55 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

平成 22 年 7 月 1 日

練馬区長 志村 豊志郎

記

リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について

理由

区では、平成 18 年 3 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、「ごみを出さない社会をめざして（練馬区第 2 次一般廃棄物処理基本計画）」を策定しました。

計画におけるごみ量の目標値を平成 22 年度に平成 16 年度比で 15%減の一人一日あたり 100 グラム削減の 570 グラム、平成 32 年度には、30%減の一人一日あたり 200 グラム削減の 470 グラムと決めました。

平成 21 年度の実績では、一人一日あたり約 550 グラムとなり平成 22 年度の目標値を達成しました。

しかし、平成 32 年度の目標値は、新たな施策や区民・事業者の協力なしには、達成が難しい状況と推測しています。

こうしたことから、リサイクル事業や清掃事業における収集運搬等の効率化を図るとともに、更なるごみ減量につながる施策を検討することが求められています。

以上のことから練馬区循環型社会推進会議に諮問します。